



(安全・安心元気市)



茨城町

議会だより

No.198

2015.11.1

主な内容

第3回定例会 2～7
一般質問 8～11
お知らせ 12

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080

TEL 029-292-1111

発行 茨城町議会

編集 議会広報委員会

茨城町議会ホームページ

(<http://www.town.ibaraki.lg.jp/statics/gikai/ibarakimatigikai/toppage.htm>)



平成27年 第3回定例会

【会期：平成27年9月3日～14日 12日間】

平成26年度一般会計及び特別会計決算認定など 18議案を認定・可決・同意しました。

平成27年第3回定例会は9月3日から14日までの12日間の会期で開かれ、初日には、町長から上半期事業進捗状況の報告の後、平成26年度一般会計及び特別会計決算認定など16議案について提案理由の説明がありました。

7日には一般質問が行われ、4人の議員が執行部の考えをただし、その後、議案16件、請願4件、陳情3件がそれぞれ所管の常任委員会に付託されました。

14日の最終日には、各常任委員会委員長より、付託された案件の審査結果の報告があり、全議案が原案のとおり認定・可決、また、請願・陳情については、3件が採択、4件が継続審査とされました。

続いて、町長より追加提出のあった人事案件1件、契約案件1件について審議し、それぞれ同意・可決され、議会から提出のあった意見書3件を採択して全日程を終了しました。

認定された議案

○平成26年度茨城町一般会計及び特別会計決算認定について

・地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定に基づく付議。

【全員賛成】

○平成26年度茨城町公営企業会計決算認定について

・地方公営企業法第30条第4項の規定に基づく付議。

【全員賛成】

可決された議案

○茨城町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例改正。

【施行期日】平成27年10月5日

【賛成多数】

○茨城町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び旧茨城町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

・特別職等の給料月額を5%減額する改正。

【施行期日】平成27年10月1日

【全員賛成】

○茨城町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律施行に伴う改正。

【施行期日】平成27年10月1日

【全員賛成】





○茨城町手数料条例の一部を改正する条例について

・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例改正。

【施行期日】
・通知カードの再交付に関する規定の追加
平成27年10月5日

(改正前)

手数料事務	手数料を徴収する区分	金額
住民基本台帳カード交付手数料		1件につき 500円 ただし、65歳以上者への交付及び再交付手数料は、徴収しない。

(改正後)

手数料事務	手数料を徴収する区分	金額
住民基本台帳カード交付手数料		1件につき 500円 ただし、65歳以上者への交付及び再交付手数料は、徴収しない。
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	通知カードの再交付	1枚につき 500円

・個人番号カードの再交付に関する規定の追加及び住民基本台帳カードの交付手数料に関する規定の削除
平成28年1月1日

(改正前)

手数料事務	手数料を徴収する区分	金額
住民基本台帳カード交付手数料		1件につき 500円 ただし、65歳以上者への交付及び再交付手数料は、徴収しない。
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	通知カードの再交付	1枚につき 500円

(改正後)

手数料事務	手数料を徴収する区分	金額
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	通知カードの再交付	1枚につき 500円
	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円

【賛成多数】

○茨城町立公民館の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例について

・旧駒場小学校を中央公民館として使用するための条例改正

【施行期日】 平成27年10月1日

【全員賛成】

○平成27年度小型動力ポンプ積載車整備事業契約の締結について

契約の方法 指名競争入札
契約金額 8,743,688円
契約の相手方
水戸市東原3丁目6番24号
トキワ産業株式会社
代表取締役 奥村 正好

履行期限 平成28年3月15日

○町道路線の認定について

・主要地方道内原塩崎線長岡坂下交差点改良事業の完成による一般県道長岡水戸線長岡地内の一部移管に伴う認定。

路線名 町道1576号線
起点 長岡3083番2地先
終点 長岡3094番3地先
延長 141.0m
幅員 7.2mㄱ9.2m

○平成27年度高規格救急自動車購入事業契約の締結について

契約の方法 指名競争入札
契約金額 39,739,255円
契約の相手方
水戸市泉町2丁目3番24号

茨城トヨタ自動車株式会社

代表取締役 幡谷 史朗

履行期限 平成28年3月25日

人事

○人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別所直紀(越安)

【全員同意】





▼「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

土浦市港町3-25-15

日本の青少年の健全育成を推進する会

代表 木本 信男

【意見書】

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題（文部科学省「道徳教育の充実に関する懇談会報告」が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業

の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに、新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかつた故の結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えているもので

す。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものであります。

継続審査となったもの

▼家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願

水戸市小吹町447-3

水戸民主商工会婦人部

部長 真田 絹代

▼外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

福岡県行橋市今井3713-1

小坪 慎也

▼「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める陳情

茨城町小幡1026

「安全保障関連法」の廃案を求める茨城町民の会

川澄 敏雄

▼米価暴落対策の意見書を求める陳情

茨城町上飯沼626

茨城中央農民組合

代表者 浅井 紘一



請願・陳情の審査結果

採択となったもの

▼教育予算の拡充を求める請願

水戸市笠原町978-46

茨城教育会館2階

吉田 豊 外90名

【意見書】

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学1・2年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化をすすめてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、東日本大震災において、学校施設の被害や子どもたちの心のケ

アなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

1. きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。



▼TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願

水戸市赤塚2-17

水戸農業協同組合代表理事

組合長 八木岡 努

【意見書】

TPP（環太平洋連携協定）交渉において農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守することを求める意見書について

7月28日から4日間の日程で、米・ハワイで行われていたTPP閣僚合合は、当初から困難な分野といわれていた知的財産権など、未解決の課題を残したまま終了した。

政府は、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」などとした国会決議を遵守すべきである。

特に米、牛肉・豚肉、乳製品について関税撤廃となれば、甚大な影響が予想され、農業者は廃業の瀬戸際に立たされることになる。

また、食の安全やISD条項など、国民の暮らしやいのちに関わる重要課題について不安を招きさせぬよう、毅然とした交渉姿勢を貫き通すべきである。

さらに、マスコミ報道で不安を抱いている全国の農業者に対し、懸念を払しょくする十分かつ明確な説明を行うべきである。

よって、下記のとおり対応されるよう強く望むものである。

1. 農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。
2. 交渉により収集した情報について、国民に十分な情報開示を行うこと。



平成26年度茨城町歳入歳出決算について

○茨城町一般会計及び5特別会計実質収支

(円)

	一般会計	国民健康保険 特別会計	後期高齢者 医療保険 特別会計	介護保険 特別会計	農業集落 排水事業 特別会計	公共下水道 事業特別会計
歳入総額	11,593,290,577	4,598,878,211	298,797,746	2,929,416,923	260,324,906	652,356,627
歳出総額	11,098,643,202	4,448,774,668	298,183,649	2,844,201,699	254,464,084	642,963,783
歳入歳出 差引額	494,647,375	150,103,543	614,097	85,215,224	5,860,822	9,392,844
翌年度へ 繰り越す べき財源	65,058,850	0	0	0	0	0
実質収支額	429,588,525	150,103,543	614,097	85,215,224	5,860,822	9,392,844
実質収支額 のうち地方 自治法の規 定による基 金繰入額	215,000,000	76,000,000	0	0	0	0

○茨城町一般会計及び5特別会計実質収支

(円)

水道事業会計			工業用水道事業会計		
収益的収支	収益的収入	831,816,171	収益的収支	収益的収入	4,812,346
	収益的支出	790,219,466		収益的支出	4,604,988
	差引額	41,596,705		差引額	207,358
資本的収支	資本的収入	156,921,640	/		
	資本的支出	424,687,396			
	差引額	▲267,765,756			
	※補てん額	267,765,756			

※ 水道事業会計、資本的収支補てん額については、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

可決された平成27年度一般会計補正予算

会計名		補正前の額	補正額	補正後の額
一	一般会計	113億0457万円	1億2130万円	114億2587万円
	国民健康保険特別会計	51億7280万円	1960万円	51億9240万円
	後期高齢者医療保険特別会計	3億1022万円	6万円	3億1028万円
	介護保険特別会計	28億8084万円	7962万円	29億6046万円
	農業集落排水事業特別会計	2億6970万円	▲320万円	2億6650万円
	公共下水道事業特別会計	6億9939万円	▲100万円	6億9839万円
水道事業 会計	収益的収入 及び支出	7億4345万円	276万円	7億4621万円

○一般会計補正予算の内容

総務費 4652万円



- ・職員給与費 ▲674万円
- ・庁舎維持管理経費 199万円
- ・公共施設等整備基金積立 5000万円
- ・戸籍住民基本台帳事務費 127万円

民生費 5326万円



- ・職員給与費 1346万円
- ・各種特別会計繰出金 ▲1200万円
- ・各種国庫補助事業償還金 4948万円
- ・民間保育所保育助成事業費 232万円

衛生費 ▲458万円



- ・職員給与費 ▲532万円
- ・いばらき聖苑管理運営経費 74万円

農林水産業費 ▲490万円



- ・職員給与費 ▲208万円
- ・食と農のチャレンジ事業費 45万円
- ・農業災害支援事業費 1万円
- ・園芸産地改革支援事業費 377万円
- ・特別会計繰出金 ▲706万円
- ・森林愛護運動推進事業費 1万円

商工費 ▲2万円



- ・職員給与費 ▲2万円

土木費 3271万円



- ・職員給与費 1030万円
- ・道路橋梁管理事業費 550万円
- ・道路橋梁維持補修事業費 1900万円
- ・町営住宅整備事業費 480万円
- ・特別会計繰出金 ▲689万円

消防費 1423万円

- ・職員給与費 ▲416万円
- ・消防施設整備事業費 75万円
- ・災害対策経費 1764万円

教育費 ▲1524万円

- ・職員給与費 ▲2038万円
- ・給食共同調理場管理運営経費 514万円

その他 ▲68万円

- ・議会費 ▲68万円



一般質問



佐藤 勇 議員

農業公社の運営について

質問 耕作放棄地をはじめ狭小農地の対策は。

答弁 本年度、農地中間管理事業を活用し、鳥羽田地区に6ヘクタールの農地を担い手農家に貸し付けを行いました。また、網掛地区56筆3ヘクタールをGPS測量による境界杭撤去を実施しましたが、費用がかかることから、議員提案の地権者立ち合いによる境界杭の地中化を推進していきたいと考え、モデル地区等を選定して積極的に推進してまいります。

質問 援農者の募集の手段はどのようになっているか。

答弁 定年を迎えた方や、主婦、学生など町内外から募集し、協定を締結した農大、鯉淵学園、日本実践学校、JA水戸産業部会などと連携して実施していきたいと考えております。

質問 今後の稲ホールクroppサイレージ事業は。

答弁 本年は、営農組合を中心に作付してきたが、今後、公社では飼料用稲の管理指導、畜産農家、耕種農家との連携を進め、仲介・斡旋活動を行うとともに必要な機械の導入による、更なる推進を図ってまいります。

町管理の準用河川の整備状況について

質問 本町における準用河川の実態は。

答弁 本数では、最長5・5キロメートルの渋川を始め、10本の河川

があり、総延長は29・7キロメートルに及んでおります。

質問 ゲリラ豪雨への対処と今後の整備方針は。

答弁 若宮川は、今年度に護岸工事を、寛政川は平成22年度より浚渫工事を、海老沢地区の桜川については工事実施に向け測量調査に入ります。渋川については三面水路を平成25年度に実施、今後、下流県道長岡大洗線から水戸神栖線までの改良区間については土地改良区と協議のうえ対処してまいります。

ポイ捨てゼロ運動について

質問 涸沼がラムサール条約への登録、また、平成31年度は国体を実施の予定、そのような中で町をあげて、ポイ捨てゼロ運動の展開としては如何か。また、不法投棄の実態は。

答弁 不法投棄監視員によるパトロールによる結果は、平成25年度は319件、平成26年度は263件と

減少傾向にあります。議員からの貴重な提案を踏まえ、防止看板からごみゼロを目指し、自動販売機設置者や、コンビニエンスストア等の協力を得て、不法投棄撲滅に向けて努めてまいります。

意見 「水の底まで澄める月影」と藤田東湖が詠まれた涸沼が、素晴らしい資源環境を次世代につなぐためにもゼロ運動を展開されますようお願いいたします。





一般質問



海老澤 忠 議員

再任用制度の活用について

質問 再任用制度とは、定年等で退職した公務員の知識・経験を公務の場で活用していくとともに、60歳代前半の生活を支えるために設けられた制度です。勤務形態としては、フルタイム勤務と短時間勤務の2つの形態があります。当町においては、いつごろから活用が始まったのでしょうか。

また、現在の再任用人数と勤務形態についてお尋ねいたします。

答弁 本町における職員の再任用制度の現状についてでございますが、高齢者雇用における民間や国の動向を受けまして平成17年度に導入いたしました。

平成20年度から今年度まで12人を再任用し、涸沼自然公園やいばらぎ聖苑の管理業務のほか、企業誘致や都市建設課などに配置してきたところであります。

現在は3人の再任用職員を雇用し、全て短時間勤務となっております。

質問 職員定数の観点から、再任用職員を増やすことになると、それが翻って新規採用職員の枠を削減せざるを得ないことになるのではないのでしょうか。

答弁 現在の再任用職員については全て短時間勤務であり、新規採用職員枠に影響のない任用となっております。

空き家対策について

質問 茨城町には1,200戸ほどの空き家があると耳にしております。さらに明確に把握したいということですが、実態調査を行うということですが、その結果の空き家戸数はどれくらいだったのでしょうか。

ことしの5月に空き家対策特別措置法が全面施行されました。

自治体としましては、倒壊などのおそれがある、衛生上、著しく有害である、景観を著しく損なう、生活環境を保てないなどのいずれかに当てはまる空き家を特定空き家と認定し、立ち入り調査や所有者に対する撤去・修繕の指導、勧告、命令ができるものとなっております。

そこで、当町においての特定空き家に該当する戸数はどれくらいあるのか、お伺いいたします。また調査

中であれば、この特定空き家対策についてどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

また、今後の事業展開について若干質問いたします。

空き家バンクは、各自治体において定住を促進するために空き家を紹介するものとなっております。

こういった空き家事業となる空き家バンクを考慮してみても一考ではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

答弁 空き家の実態調査についてですが、防災、衛生等の安全対策や定住促進対策を進める上での基礎資料とするため、平成26年度に町内全域における空き家の総数や分布等の把握を目的とした現況調査を実施いたしました。

本調査では空き家の可能性のある物件約1,200件を対象とし、目視により建物の状況や構造等の外観調査を実施した結果、345件が空き家と判明したところであります。

次に、今後の空き家対策についてですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法に係る国の基本指針に基づき、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を設置し、その中で特定空き家についてもあわせて対策を講じていくこととしております。

また、昨年度の実態調査の結果を踏まえ、空き家の有効活用、情報発信及び定住の促進を図るため、今年度から空き家バンク整備事業に着手

したところでございます。

郷土資料館について

質問 郷土の歴史や文化について資料を展示して学ぶ場をつくってはどうかと思います。言ってみれば、郷土資料館を開設してほしいと思います。

町の文化や歴史を体験したり、接したりすることにより郷土に対する理解を深め、郷土を愛する心を育ていけるのではないかと思います。子供たちにとっても町の文化や歴史を体験したり学んだりできれば、住んでいる郷土への思いも一段と強くなるものと思います。

答弁 郷土資料館は郷土の歴史や文化を語り継いでいくために歴史、民俗、文化に関する資料を展示する施設でございます。

近代から現代における町民の生活の推移を知る上で重要な農具や民具などの民俗文化財は、まだ収集をしていない状況でございます。

このようなことから、まずは先代から引き継がれた貴重な資料を後世に伝えるためにも、世代交代で失われていく可能性の高い農具や民具などの提供を町民の方々に呼びかけ、郷土資料を十分確保できるよう収集に努めるとともに、それらの展示については学校跡地の利活用とあわせて検討してまいります。

一般質問



磯部 光雄 議員

土採取事業規制条例について

質問 土採取事業規制条例は、土採取事業による災害防止と自然環境の保全を図り、土の搬出に伴う騒音、振動、粉じんなどの公害を防止するためのものです。

しかし県は土地開発事業の適正化に関する指導要綱で1ヘクタール以上の土採取について対応しているのみであり、多くの自治体は採取面積500平方メートル以上、採取量500立方メートル以上を許可制にしたり、施行基準の遵守の義務付けや罰則規定などを定めた土採取事業規制条例を制定しています。

町の豊かな自然と環境を守るため土採取事業規制条例の制定を求めます。

答弁 水戸市、ひたちなか市、鉾田市、城里町をはじめ44市町村中21市

町村が条例を制定しており、町も環境保全、災害防止の観点から必要と考えており、条例制定に向けて作業を進めてまいります。

ごみの広域化について

質問 石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の3市1町による新たな広域ごみ施設の建設計画が進んでいます。施設の建設場所は小美玉市高崎で町から最長32キロメートルもあります。年間の家庭ごみの直接搬入は320トンであります。どのように対応するのでしょうか。

明らかにやってきた施設の概要は焼却炉処理能力日量220トン、総事業費132億円、供用開始が平成32年度となっております。平成22年度の3市1町の年間ごみ排出量の約5万9,000トンから焼却施設の規模を220トンとしています。

3市1町の「一般廃棄物処理基本計画」では平成30年度までにごみ排出量を約5万1,000トンと8,000トン減少する計画となっております。今後の人口減少やごみの減量化計画に照らして、110トン規模の焼却炉を2基建設することは本当に必要なのか再検討すべきです。

答弁 直接搬入する住民への対応は現行より遠くなる住民には公平性を

担保する必要な措置の検討などサービスイズ水準が低下しないよう努めます。基本構想や地域計画で人口推計やごみ減量化計画などを踏まえ十分に検討していきます。

安全保障関連法案について

質問 日本国憲法9条で戦争放棄と

戦力の不保持、交戦権の否認を定めた日本は恒久平和主義を国の基本原則としています。そのため憲法9条のもとで認められる武力行使は、我が国に対する武力攻撃の場合に限るとし、集団的自衛権と海外での武力行使は認められないというのが、歴代政府の見解、解釈でした。ところが、安全保障関連法案いわゆる戦争法案は、日本がどこからも攻撃されていないのに集団的自衛権を発動してアメリカが世界のどこであれ戦争を始めたら自衛隊が戦闘地域まで行って後方支援の名のもとに弾薬の提供、武器の輸送などアメリカ軍への軍事支援を可能にするもので戦争法案は、国民を守る平和安全法制ではなくて、戦争をする国づくりの法案です。憲法9条は昨年ノーベル平和賞の候補になり大きな話題になりました。憲法を守り世界の国々との平和外交に生かすべきです。日本で310万人、アジアで2,000万

人もの尊い犠牲を出した戦争の反省に立った国民民主権、平和主義、基本的人権の尊重などの現行憲法を国民に問うこともなく、与党政権の解釈でねじ曲げ、戦後これまでの戦争をしない国から戦争をする国へ、日本のあり方を大転換、大改悪をするものです。安全保障関連法案についての見解をうかがいます。

答弁 ポイントが二つあると思っています。国が進めてきた防衛政策の基本的な考え方は、一貫して専守防衛という考え方であり、米国の安保条約に基づきながらも個別的自衛権で国を守るという立場でした。しかし安保法制の考え方は従来の政府見解と矛盾が生じるとの考え方と戦争放棄を定めた第9条に違反し、立憲主義の法事国家として自ら憲法否定をすることになるのではという考え方があり、こうした点についての説明が不十分で国民の不安と疑念と不安が払しょくされていない状態にあると考えています。一方で近隣諸国の不穏な動きや挑発的なふるまいなどを見ると一國平和主義を唱えているだけで平和と安全が守れるかという疑問がわいてくるのも国民感情として否定できないと思う。平和と安全を維持していくためには真摯な議論をし2度と戦争を起こさない体制の整備が必要と思っています。



一般質問



大野 千里 議員

国の天然記念物「大戸のサクラ」について

質問 「大戸のサクラ」は昭和7年、国から天然記念物の指定を受け、現在所有されている斉藤家のご先祖様の名前をとって、源八桜とも称され、水戸光圀公も観賞に来られたと伝わる由緒ある桜です。現存する桜は、最盛期からは衰えたとはいえ、多くの方が観賞に訪れています。

町唯一の国指定天然記念物「大戸のサクラ」について、大切に保存し、町のシンボルとして後世に残していかなければならないと考えます。町での管理について、伺います。

今後、町の自然遺産の対外発信や町のイメージアップのためにも、「大戸のサクラ」を観光資源として位置づけ、周辺環境を整備していくことが必要ではないでしょうか。駐車場と進入路を舗装し、また東屋かベンチを備え、さらにメイン進入路として下郷大山原線から入れるよう、必要な道路整備と併せ、案内標識を

設置してはどうかと考えます。
答弁 管理は、町が土地所有者と委託契約を結び、除草作業などをお願いしています。桜の保全是、平成9年と24年に土壌改良などの樹勢回復処理を実施し、その後も定期的に巡視を行い、経過観察しています。

周辺環境の整備ですが、案内看板を常設で6カ所設置し、開花シーズンには8カ所増設して周知を図っています。観賞者に対応する施設については、私有地であることから所有者と協議の上、検討してまいります。なお、駐車場や進入路の舗装は、桜の根の張りや通気、給水への影響も考えられることから、樹木医と相談しながら検討してまいります。

ICT（情報通信技術）の活用による教育の推進について

質問 国は「教育の情報化ビジョン」や「第2期教育振興基本計画」で、教育分野でのICT活用を推進しています。タブレット端末について、小中学生への教育力向上に効果的に活用できるよう研究を進め、早急に導入して頂きたいと思えます。また我が町の小中学生を有為な人材に育てるためにも、ICT教育を充実させ推進すべきと考えます。

現在、町内小中学校に配備されているコンピュータの活用状況と今後のタブレット端末の導入についての取り組み方針を伺います。

答弁 総合的な学習や体験活動のま

とめ学習、インターネットを利用した調べ学習、学習成果のプレゼンテーションなど、ICTを積極的に活用した授業が展開されています。コンピュータ機器の導入については、昨年10月に小中学校コンピュータ機器検討委員会を設置し、検討を進めているところです。タブレット端末は、検討委員会の中でも大きな利点があるとの意見が集約されています。今後のICT環境構築は、児童生徒の情報活用能力を育むことを目標としています。このためタブレット端末の導入を含め、充実したICT環境の整備を推進してまいります。

健康ポイント制度の導入について

質問 健康診断、ウォーキング、長生大学、シルバリーハビリ体操その他イベントに一定のポイントを与え、町内協賛店で使えるポイントカードを発行してはどうでしょうか。

近年、健康ポイント制度を取り入れる自治体が増えています。本町も導入してはどうか、伺います。

答弁 健康ポイント制度は、健康に対する意識の啓発や動機づけの効果も期待されるとして、県内で7市が導入している状況です。本町では、健康まつり等を実施し、健診受診者や健康教室の参加者も年々増加しています。従いまして、今後とも健康

マイナンバー制度について

質問 町では本年10月から個人番号の通知を始めます。町民への周知と取り組み内容また28年1月の制度開始後、町民にとっての行政手続面での変化、利点について伺います。

マイナンバー制度の発足によって個人情報流出など、町民に不安を抱かせることになってはならないと考えます。セキュリティ、情報漏えい対策について伺います。

答弁 電算システムの改修、個人番号カードの交付準備などを進め、ホームページや広報誌への掲載、金融機関へのパンフレット配置など、町民への周知に努めています。今後、税や社会保障などの手続時間の短縮や添付書類の減少など、町民の利便性の向上が見込まれています。

各行政機関での情報のやりとりには、個人番号を暗号化し、個人情報の追跡はできない仕組みとなっております。ネットワークにはインターネット接続端末と分離し情報流出を防止します。更に、アクセス制限、履歴の記録などセキュリティ対策に万全を期しマイナンバー制度の円滑な導入を進めてまいります。

～議会傍聴にお越しく下さい～

本会議は、町の議会活動を知る最も身近な方法ですので、ぜひ、議会傍聴にお越しく下さい。

傍聴にあたっては、傍聴を希望する当日に 茨城町役場3階 議会事務局 までお越しいただき、受付にて傍聴券を受け取り、傍聴者入口より議場にお入りください。

傍聴者席は、先着順にて定員45名までとなっております。なお、定員を超えた場合は、庁舎1階ロビーに設置してありますテレビでも議会中継をご覧ください。

○事前公表についてのお知らせ

会派代表質問及び一般質問の公表につきましては、運営全般について調整を行う議会運営委員会終了後といたします。

なお、内容につきましては、個別にお問い合わせいただいた方のみへの公表とさせていただきますのでご了承ください。

議会傍聴等についてのお問い合わせ

茨城町役場 議会事務局

電話 029-292-1111 (代表)

029-240-7193 (直通)

表紙写真

去る、10月6日に役場前広場において安全・安心元氣市が開催されました。

食欲の秋にふさわしく、店先には新鮮な食材が豊富に並べられ、多くの来場者で賑わいました。

議員出席状況

9月定例会
9月3日 1名欠席
7日 全員出席
14日 全員出席

傍聴者数

9月定例会 傍聴者数
男 17名
女 5名
合計 22名

広報委員会

委員長 鳥羽 千代
副委員長 山西 正樹
委員 大野 千里
久保田 良一
亀山 勝男
田家 勇作